

高病原性鳥インフルエンザに係る清浄性確認検査の結果と  
搬出制限区域の解除について

移動制限区域内（発生農場から半径 3 km以内）の農場の清浄性確認検査を行ったところ全て陰性であり、国との協議により当該地域の清浄性が確認されたので、発生農場から半径 3 km～10km の区域に設定している搬出制限区域を 1 月 30 日(火)午前 0 時(本日 24 時)をもって解除します。

1 清浄性確認検査の結果

- ・対象農場 : 移動制限区域内の農場（6 農場）
- ・検査期間 : 1 月 25 日（木）～1 月 29 日（月）
- ・検査内容と結果 : 臨床検査  
血清抗体検査  
ウイルス分離検査 } 全て陰性

2 搬出制限区域の解除

1 月 30 日(火)午前 0 時(本日 24 時)をもって解除します。

3 消毒ポイントの見直し

搬出制限区域の解除に伴い、消毒ポイントを下記のとおり見直します。

(見直し前)

No	設置場所
①	道の駅津田の松原駐車場
②	J A 香川県旧四国大川農協支所
③	みろく公園駐車場
④	亀鶴公園駐車場
⑤	国道 193 号線沿い退避所
⑥	公湫公園第 1 駐車場
⑦	道の駅 源平の里牟礼駐車場
⑧	J A 香川県旧平井北出張所
⑨	J A 香川県福栄出張所
⑩	前山おへんろ交流サロン

(見直し後)

No	設置場所
①	J A 香川県旧四国大川農協支所
②	みろく公園駐車場
③	亀鶴公園駐車場
④	前山おへんろ交流サロン



4 今後、移動制限区域内で新たな発生が認められなければ、防疫措置が完了した1月14日(日)から21日が経過する2月5日(月)午前0時(2月4日(日)24時)をもって、当該移動制限区域を解除する見込みです。

5 その他

- (1) 我が国では、これまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例は報告されていません。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。